

I 平成26年度さいたま市学習状況調査の概要

1 調査の趣旨

- (1) 調査の実施に当たり、さいたま市学習状況調査委員会及び教科等部会を組織し、調査問題等の作成や調査結果の分析等を行い、児童生徒の生活や学習状況を多面的に把握する。
- (2) 各学校は、調査結果を児童生徒に還元し、個に応じた指導の充実を図るとともに、報告内容を基に、自校の教育課程の編成や指導方法の工夫改善に努める。
- (3) 教育委員会は、調査結果を積極的に活用し、教育課程研究協議会、各種委員会、計画訪問・要請訪問、教科研究委員会等での指導を通して、学校の取組を支援する。
- (4) 教育委員会と学校との有機的な連携を図った取組により、児童生徒の「確かな学力」の向上を図り、家庭や地域から信頼される学校教育を目指す。

2 調査の内容

- (1) 調査実施日 平成26年4月22日(火)
- (2) 調査の対象及び調査事項
 - さいたま市立小・中・特別支援学校の各学年の原則として全児童生徒を対象とする。

調査対象	調査の種類※2	教科に関する調査					生活や学習に関する調査
		国語	社会	算数 数学	理科	英語	
小学校 特別支援学校 小学部 ※1	第1学年	④					30*1
	第2学年	④					30*2
	第3学年	③	20	20			30
	第4学年	③	20	20			30
	第5学年	②	45	40	45	40	30
	第6学年	①④	※3		※3		20*3
中学校 特別支援学校 中学部 ※1	第1学年	②	20	20			30
	第2学年	②	50	50	50	50	30
	第3学年	①④	※3		※3		20*3

数字は、調査に要する時間を示す。(単位:分)

※1: 調査対象は、これ以降、小学校及び特別支援学校小学部を「小学校」、中学校及び特別支援学校中学部を「中学校」と示す。

※2: 調査の種類①～④は、それぞれ以下の調査を示す。

①全国学力・学習状況調査(教科に関する調査 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査)

②さいたま市学習状況調査(教科に関する調査 生活や学習に関する調査)

③基礎学力定着状況等調査(教科に関する調査 生活や学習に関する調査)

④生活や学習に関する調査

※3: 全国学力・学習状況調査については、「全国学力・学習状況調査実施要領」及び「調査マニュアル」に従って実施すること。

*1: 小学校第1学年の調査は、調査用紙を各家庭に配付し、保護者の協力を得て実施する。

*2: 小学校第2学年の調査は、調査項目、選択肢を担任等が読み上げるとともに、児童に分かりやすい説明や例を示して実施する。

*3: 小学校第6学年及び中学校第3学年では、全国学力・学習状況調査の「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」に加え、本市独自の「生活や学習に関する調査」を実施する。

(3) 問題等

- 「教育課程実施状況調査」及び「平成19～25年度全国学力・学習状況調査」「平成17～25年度さいたま市学習状況調査」の問題等を基に、さいたま市が独自に作成した調査問題等

3 調査結果の集計

- (1) 各学校は、教科に関する調査について、調査を受けた全児童生徒の各教科における正答数を集計する。また、教育研究所が指定した1クラスの各教科における設問ごとの正答者数を集計する。
- (2) 各学校は、生活や学習に関する調査について、教育研究所が指定した1クラス分の児童生徒一人ひとりの質問別の回答結果と教科に関する調査における各教科の正答数を集計する。
- (3) 教育委員会は、教科に関する調査について、各学校の集計結果を基に、各教科における正答数の合計と設問ごとの正答者数の合計を集計する。
- (4) 教育委員会は、生活や学習に関する調査について、各学校の集計結果を基に、質問別の回答結果の合計、回答類型別の各教科の正答数を集計する。

4 調査結果の分析・考察

- (1) 各教科において市全体の平均正答率、領域等別平均正答率、設問ごとの平均正答率と誤答の傾向等についてまとめ、可能なものは国や県の平均正答率及び過年度のさいたま市の平均正答率と比較し、分析・考察する。
- (2) 各質問項目における回答状況及び質問項目間の相関関係を分析・考察する。
- (3) 生活や学習に関する調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係を分析・考察する。
- (4) 分析の概要を示し、教育指導の充実や学習状況の改善等に向けた視点を提言する。

5 調査結果の活用

- (1) 各学校においては、自校の調査結果について、教育指導の充実のため有効かつ適切に活用することができる。
- (2) 各学校においては、学習意欲の向上と個に応じた指導の充実のため、児童生徒個人票とともに問題用紙と採点済みの解答用紙等を、調査を実施した児童生徒一人ひとりに返却するものとする。また、個に応じた指導に生かすためには、各学級担任や教科担任が時間を確保して、児童生徒に対して具体的な指導を行うことが望ましい。
- (3) 教育委員会においては、各学校における教育課程の編成、学習指導の改善・充実を支援するために、教育課程研究協議会、教育研究所教科研究委員会、市教育研究会研究授業、計画訪問・要請訪問等の場において調査結果を十分活用する。
- (4) 各学校においては、保護者や地域に対し、説明責任を果たす際の資料として、調査結果を活用し、連携・協力しながら、児童生徒の生活習慣や学習環境等の改善に取り組む。その際、本調査のねらいは「個に応じた指導の充実と指導方法の工夫改善を図り、確かな学力の向上に資する」ことであり、「相対的なランキング」や「無用の競争をあおる」ためのものではないことを十分に踏まえ、決して誤解を招かないような形で説明・公開するものとする。各校で説明・公開することで、本来の趣旨が正しく広く周知されるような形が望ましい。